

『名古屋大学東洋史研究報告』投稿規定

1、〔投稿資格〕 本誌の投稿資格は、名古屋大学東洋史研究学会会員および本誌定期購読者に限られます。但し、定期購読者が投稿する場合、別途掲載負担金をお支払いいただきます。

なお投稿原稿は未発表のものに限らせていただきます。

2、〔投稿要領〕

(1) 投稿を希望する方は、毎年五月末までに編集委員会にその旨を申し出てください。

(2) 毎年九月末日必着にて、原則として、原稿を電子メールに添付して、編集委員会へお送りください。

3、〔採否の通知〕 投稿原稿は編集委員会または編集委員会が委託した会員（複数）によって審査されます。審査結果は審査終了後速やかに、投稿者に通知いたします。

4、〔執筆要領〕 原稿は、以下の要領に従った完成稿の形で投稿して下さい。この要領から外れた原稿も受け付けますが、そのために加算された印刷費用は執筆者負担とする場合があります。また、図表の数の多さによって印刷費用が上昇した場合は、その加算された金額を執筆者の負担とすることがあります。

(1) 原稿の基準枚数は、原則として、論説六〇枚程度、研究ノート四〇枚程度、批評と紹介三〇枚程度といたします（いずれも四〇〇字詰め原稿用紙

換算）。但し編集委員会の判断によってはこの限りではありません。

(2) 原稿は、縦書きを原則とします。

(3) 註は末尾に一括記入してください。

(4) 図表類は、そのまま版下として使用できるものを添えて下さい。

(5) 執筆者氏名の「よみがな」と「所属・職名」ならびに「英文著者名」と「英文タイトル」を添えて下さい。

5、〔抜刷の無料進呈〕 採用原稿の執筆者には、抜刷五〇部を無料進呈します。なお原稿料はお支払いいたしません。

6、〔掲載負担金〕 定期購読者が原稿を掲載する際には、その号に限って会員同様の財政負担（現在五〇〇〇円）をお願いします。

7、〔掲載記事の電子的公開について〕 本誌掲載記事の著作者は、著作権を名古屋大学東洋史研究会に譲渡することに同意するものいたします。なお著作権法第二一条著作権の複製権（記事の電子化やそのデータの保存に関する権利）と同第二三条の公衆送信権（電子化を行った記事をインターネットを通じて不特定多数の利用者へ公開する権利）については、その行使を本研究会に委託するものといたします。ただし、著者が研究・教育等の非営利目的の為に会誌掲載の記事を転載・引用することは妨げません。